

5月からの新型コロナウイルス感染症対策について

5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されることを受け、5月8日以降の本校の対応を次の通りといたします。

1 健康観察（検温を含む）について

- ・これまで通り、家庭で検温を行ってから登校するようにご協力をお願いします。

2 マスクの着用について

- ・児童生徒へのマスクの着用は、基本的には求めません。ただし、体調不良時や咳エチケットなどで必要な場合には、着用してください。職員は、児童生徒の指導に入る際に、マスクを着用します。

3 お子さんが陽性になった場合について

- ・出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとなります。罹患した場合には、学校までご連絡ください。治癒後、登校する際には、登校申出書の提出をお願いします。（様式はホームページよりダウンロードできます）

なお、新型コロナウイルス感染症は、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

4 濃厚接触者について

- ・5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなないこととなりますので、出席停止にはなりません。ただし、本校が病弱特別支援学校であることを鑑み、同居しているご家族などが感染症に罹患した際には、学校までご連絡ください。

基本的には、コロナ前の感染症対策の方法に戻していこうと考えます。ただし、院内学級が通常登校になるまで対策を続けていくこともありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

その他、気になることなどありましたら、お問い合わせください。